

# 高等教育機関における障害学生の実態について

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部特別支援課

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が平成十六年四月に創設され、平成一七年度に初めて「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査（以下「実態調査」という。）を実施した。第三回となる平成一九年度の実態調査は、平成十九年五月一日現在で調査を実施し、一・二・三〇校全ての大学、短期大学及び高等専門学校（以下「学校」という。）から回答があり、回収率は一〇〇%となった。

## 一 障害種別障害学生数及び障害学生在籍学校数

学校に在籍する障害のある学生（以下「障害学生」という。）の総数は五四〇四人（前年度 四九三七人）であり、学生総

数に対する割合は〇・一七（同 〇・一六%）であった。

障害種別には、視覚障害五七七人、聴覚・言語障害一三五五人、肢体不自由二〇六八人、重複七九人、病弱・虚弱七〇三人、発達障害一七八人、その他は四四四人となっている（表1）。

一人以上の障害学生が在籍する学校は七二〇校（同 六七〇校）で、学校総数の五七・七%（同 五七・四%）であった。

## 二 障害種別支援障害学生数及び支援障害学生在籍学校数

障害学生のうち、学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている（予定を含む。）学生（以下「支援障害学生」という。）の総数は二九七二人（前年度 一二五六人）であり、障害学生総数に対する割

合は五五・〇%（同 四五・七%）であった。

障害種別の支援障害学生数は、視覚障害四五二人、聴覚・言語障害九二三人、肢体不自由一〇八八人、重複が五八人、病弱・虚弱二〇六人、発達障害九一人、その他一五四人となっている。

一人以上の支援障害学生が在籍する学校は五一九校（同 四六八校）で、学校総数に対する割合は四二・二%（同 四〇・一%）であった。

## 三 発達障害のある学生に関するデータ

本実態調査では、発達障害のある学生は、「医師の診断書のある者」に限定して調査を実施している。

先に述べた発達障害のある学生一七八人を学校種別に見ると、大学一三九人、短期大学四人、高等専門学校三五五人となっており、そのうちの約七五%にあたる一三三人が高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む。）である（表1）。発達障害のある学生が在籍している学校数は、大学七六校、短期大学四校、高等専門学校一八校、合計九八校であり、約八%の学校に発達障害のある学生が在籍していることとなる（表2）。

表1 障害学生数（学校種別・障害種別）

区分	大学 (人)	短期大学(部) (人)	高等専門学校 (人)	計 (人)	構成比 (%)	
視覚 障害	盲	127 (162)	9 (13)	1 (1)	137 (176)	2.5 (3.6)
	弱視	302 (246)	42 (85)	7 (3)	351 (334)	6.5 (6.8)
	区分不明	89 (-)	0 (-)	0 (-)	89 (-)	1.6 (-)
	小計	518 (408)	51 (98)	8 (4)	577 (510)	10.7 (10.3)
聴覚・ 言語 障害	聾	328 (260)	77 (117)	0 (1)	405 (378)	7.5 (7.7)
	難聴	835 (698)	67 (89)	19 (9)	921 (796)	17.0 (16.1)
	言語障害のみ	12 (25)	0 (0)	0 (1)	12 (26)	0.2 (0.5)
	区分不明	17 (-)	0 (-)	0 (-)	17 (-)	0.3 (-)
小計	1,192 (983)	144 (206)	19 (11)	1,355 (1,200)	25.1 (24.3)	
肢体 不自由	上肢機能障害	204 (228)	11 (11)	2 (1)	217 (240)	4.0 (4.9)
	下肢機能障害	787 (681)	46 (38)	16 (13)	849 (732)	15.7 (14.8)
	上下肢機能障害	580 (451)	26 (24)	11 (10)	617 (485)	11.4 (9.8)
	他の機能障害	160 (289)	8 (3)	5 (2)	173 (294)	3.2 (6.0)
	区分不明	212 (-)	0 (-)	0 (-)	212 (-)	3.9 (-)
小計	1,943 (1,649)	91 (76)	34 (26)	2,068 (1,751)	38.3 (35.5)	
重複	70 (85)	6 (8)	3 (0)	79 (93)	1.5 (1.9)	
病弱・虚弱	637 (818)	44 (49)	22 (10)	703 (877)	13.0 (17.8)	
発達 障害	LD	15 (-)	0 (-)	4 (-)	19 (-)	0.4 (-)
	ADHD	21 (-)	0 (-)	5 (-)	26 (-)	0.5 (-)
	高機能自閉症等	103 (-)	4 (-)	26 (-)	133 (-)	2.5 (-)
	小計	139 (108)	4 (6)	35 (13)	178 (127)	3.3 (2.6)
その他	397 (339)	34 (36)	13 (4)	444 (379)	8.2 (7.7)	
計	4,896 (4,390)	374 (479)	134 (68)	5,404 (4,937)	100.0 (100.0)	

また、支援障害学生のうち、発達障害のある学生を学校種別に見ると、大学六三人、短期大学二人、高等専門学校

二六人、合計九一人が何らかの支援を受けており、そのうち約七五％にあたる六八人が高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む。）となっている。

表2 障害学生在籍学校数

区 分		大学 (校)	短期大学 (部) (校)	高等専門学校 (校)	計 (校)
視覚 障害	盲	73 (68)	4 (3)	1 (1)	78 (72)
	弱視	139 (121)	8 (10)	6 (3)	153 (134)
	視覚障害区分不明	3 (-)	0 (-)	0 (-)	3 (-)
	視覚障害学生が1人でも在籍する学校数	182 (163)	11 (11)	7 (4)	200 (178)
聴覚・ 言語 障害	聾	90 (78)	11 (14)	0 (1)	101 (93)
	難聴	296 (274)	51 (48)	12 (8)	359 (330)
	言語障害のみ	12 (19)	0 (0)	0 (1)	12 (20)
	聴覚障害区分不明	3 (-)	0 (-)	0 (-)	3 (-)
肢体 不自由	聴覚障害学生が1人でも在籍する学校数	341 (310)	60 (56)	12 (9)	413 (375)
	上肢機能障害	131 (136)	10 (9)	5 (1)	146 (146)
	下肢機能障害	331 (299)	37 (32)	14 (12)	382 (343)
	上下肢機能障害	247 (216)	22 (22)	8 (10)	277 (248)
	他の機能障害	85 (96)	7 (3)	4 (2)	96 (101)
	機能障害区分不明	3 (-)	0 (-)	0 (-)	3 (-)
重複	肢体不自由学生が1人でも在籍する学校数	445 (413)	62 (57)	24 (25)	531 (495)
	重複障害学生が1人でも在籍する学校数	48 (57)	5 (8)	2 (0)	55 (65)
病弱・ 虚弱	病弱・虚弱学生が1人でも在籍する学校数	130 (157)	22 (27)	10 (7)	162 (191)
	LD	14 (-)	0 (-)	4 (-)	18 (-)
	ADHD	19 (-)	0 (-)	4 (-)	23 (-)
発達 障害	高機能自閉症等	60 (-)	4 (-)	15 (-)	79 (-)
	発達障害学生が1人でも在籍する学校数	76 (59)	4 (5)	18 (9)	98 (73)
その他	その他障害学生が1人でも在籍する学校数	139 (110)	18 (13)	7 (4)	164 (127)
	障害学生在籍校数	539 (511)	132 (124)	39 (35)	710 (670)
		754 (703)	412 (402)	64 (62)	1,230 (1,167)
		71.5 (72.7)	32.0 (30.8)	60.9 (56.5)	57.7 (57.4)

先の九八校のうち、発達障害のある支援障害学生が在籍している学校数は、大学三九校、短期大学二校、高等専門学校一校、合計五二校であり、発達障害のある学生が在籍している学校の半数強の学校で支援が行われている。更に、この五二校のうち、授業に関する支援を行っている学校数は三三校である。具体的には、十四校で「実技・実習配慮」が行われている他、「注意事項伝達」、「教室内座席配慮」、「試験時間延長・別室受験」、「回答方法配慮」といった支援が行われている（表3）。なお、特別措置により入学した発達障害のある学生は、大学では六人であったが、短期大学及び高等専門学校ではいなかった。

表3 発達障害のある学生に対する授業保障実施状況

授業保障内容	実施校数	実施率
実技・実習配慮	14	42.4%
注意事項等文書伝達	10	30.3%
教室内座席配慮	8	24.2%
試験時間延長・別室受験	6	18.2%
解答方法配慮	6	18.2%
使用教室配慮	3	9.1%
チューター又は、ティーチング・アシスタントの活用	3	9.1%
ノートテイク	2	6.1%
パソコンの持込許可	2	6.1%
FM補聴器・マイク使用	2	6.1%
専用机・イス・スペース確保	2	6.1%

(授業保障実施校数：33校)

おわりに

高等教育における障害のある学生への支援に対する関心や取組は、急速に高まり、進められている。前述のとおり、本機構で実施している実態調査において、発達障害に関しては、「医師の診断書のある者」に限定している。しかしながら、

学校現場では、診断書がある学生はもとより、診断書はないが発達障害が疑われる学生に対して、どのように支援を行な

ば良いのか苦慮していることが多くの学校における現状であると受け止めている。今後、幼児期からの診断が進み、初等中等教育段階における支援体制が急速に整備されていることと相まって、高等教育機関に進学する発達障害のある生徒も確実に増加するものと推測される。既に入学試験において、発達障害のある生徒への特別措置を実施している学校があるように、学校における支援体制の整備が期待される。

本機構は、ホームページや冊子で各学校が支援の参考にするのできる「障害学生修学支援メニュー」を用意しているが、より専門的に情報提供すべく、本年度、各障害種別に有識者による委員会を立ち上げ、改訂作業を進めていくこととしている。また、引き続き、障害学生修学支援ネットワーク事業における相談事業を充実させていくとともに、平成二二年度は、支援業務担当者のための全国的な研修会も開催する予定である。こうした取組を更に充実・促進していくことで、各学校における障害学生修学支援の取組のお役に立てるよう、学校のニーズに即した取組を積極的に展開していきたいと考えている。

(障害学生修学支援情報については、[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/index.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html)を) 覧ください。)